

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.20

法令名	クリーニング業法
根拠条項	第9条
処分の概要	業務の停止
法令の定め	第9条 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。
処分基準	法令に定める他、次の通知による。 ・行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律等の施行について (昭和58年12月23日環企第128号厚生省環境衛生局長通知)
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号:011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.21

法令名	クリーニング業法
根拠条項	第10条の2
処分の概要	営業者への必要な措置命令
法令の定め	<p>(措置命令)</p> <p>第10条の2 都道府県知事は、営業者が第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。</p> <p>(営業者の衛生措置等)</p> <p>第3条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。</p> <p>2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。</p> <p>3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと</p> <p>二 洗たく物を洗たく又は仕上を終わったものと終らないものに区分しておくこと</p> <p>三 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること</p> <p>四 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること</p> <p>五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。</p> <p>六 その他都道府県知事が定める必要な措置</p> <p>(利用者に対する説明義務等)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。</p> <p>(クリーニング師の設置)</p> <p>第4条 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かななければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。</p>
処分基準	個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.22

法令名	クリーニング業法
根拠条項	第11条
処分の概要	営業停止処分等
法令の定め	(営業停止処分等) 第11条 都道府県知事は、営業者が前条の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。 (措置命令) 第10条の2 都道府県知事は、営業者が第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。
処分基準	個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.23

法令名	クリーニング業法
根拠条項	第12条
処分の概要	クリーニング師の免許の取消
法令の定め	(免許取消) 第12条 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
処分基準	個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm